

みんなで支え合う

国民健康保険



70〜74歳の方へ

新しい高齢受給者証を送付しました

高齢受給者証は、70歳の誕生日を迎えられ、75歳からの後期高齢者医療制度に移行されるまでの方にお渡ししています。お手持ちの高齢受給者証がうすだいたい色の場合は、有効期限が7月31日で切れています。該当する被保険者の方へ8月1日からご使用いただく新しい高齢受給者証（あさぎ色）を簡易書留でお送りしましたので、内容に誤りがないかご確認をお願いします。

また、対象の方で、新しい高齢受給者証がお手元に届いていない場合は、役場住民課保険年金担当までご連絡ください。

■高齢受給者証の使い方

お医者さんにかかるときは、国保の「被保険者証」と、交付された「高齢受給者証」の2つを忘れずに提示してください。

期限までに75歳の誕生日を迎えられる場合は、誕生日の前日まで

国民健康保険 高齢受給者証	有効期限 平成24年7月31日	自己負担割合 ○割 (ただし、平成24年3月31日までは1割)
記号番号	滋日 ○○○○○○	
氏名	○○ ○○	
性別	○ 生年月日 昭和○○年○月○日	
交付年月日	平成23年8月1日	
発効期日	平成23年8月1日	
世帯主氏名	○○ ○○	
住所	滋賀県蒲生郡日野町○○○○○	
保険者番号	2 5 0 6 4 7	日野町印
保険者名		

2割あるいは3割
2割の場合は
ただし書きあり

かかった費用の1割、現役並み所得者は3割を払うことで医療を受けることができます。
なお、現役並み所得者以外の方については、法律上では2割負担となりますが、国の特例措置の継続により平成24年3月31日までは1割負担となつていきます。
※同一世帯に平成22年中の住民税課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方。

引き続き入院される方へ 限度額適用認定証等の 更新受付を行っています

入院時の医療機関への支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」や入院中の自己負担額限度額と食事代が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を対象の方に交付しています。

8月以降も引き続き、新たな認定証を必要とされる場合は、事前に郵送した申請書を役場住民課保険年金担当まで提出してください。

なお、申請は同じ世帯の代理の方または郵送でも行うことができます。単身世帯などの理由で別の世帯の方が申請を行う場合は、事前にご相談ください。

古い高齢受給者証・限度額適用認定証等は、回収しますので「日野町役場住民課」の封筒に入れてポストへ投函してください。もしくは、役場住民課保険年金担当へ直接お届けいただくか、お近くの役場職員へお渡しくださいますようお願いいたします。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎6571 有線⑤7784

8月は電気使用安全月間です
コードはプラグを持って抜きましょう



経済産業省 主催
財団法人 関西電気保安協会
http://www.ksdh.or.jp/

無料調停相談会のお知らせ

▶とき…8月24日（水）午前10時～午後4時（受付は午前9時半～午後3時半）▶ところ…ひこね市文化プラザ・メッセホール3階▶相談内容…民事関係（土地建物、金銭の貸し借りなど）、家事関係（離婚、夫婦・親子関係など）▶相談員…調停委員▶相談時間…30分以内▶主催…（財）日本調停協会連合会、滋賀調停協会、滋賀調停協会彦根支部

◆問い合わせ先 滋賀調停協会彦根支部 ☎0749-22-0167